

- 第十四條 本會收入支出豫算ハ役員會ノ決議ニヨリテ會長之ヲ定ム
- 第十五條 每年度ノ收入支出ノ決算ハ總會ニ報告シ尙最近ニ發行スル會報ニ掲載ス
- 第十六條 各年度殘金ハ役員會ノ決議ヲ經テ基本金ニ編入スルコトアルヘシ
- 第十七條 特別會員ノ會費ノ内三分ノ一二相當スル金額壹人壹箇年金壹圓貳拾錢ヲ特別資金トシテ收入整理シ毎年度所要ノ特別會員へ會報配送費ヲ普通收支豫算ニ編入シテ支出スルモノトス
- 第十八條 各部細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ認可ヲ受クヘキモノトス
- 第十九條 本會ハ毎年十月總會ヲ開ク但シ時宜ニ依リ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ
- 第二十條 本則ハ總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ賛成アルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス
- 第二十一條 會員轉居又ハ氏名ヲ改メタルトキハ直ニ本會ニ報告スヘシ

鹿兒島高等農林學校

鹿兒島市西千石町四十八番地

大正五年九月十五日印刷

大正五年九月二十日發行

印 刷 人 奥 田 芳 治
印 刷 所 奥 田 善 啓 堂



終

